

# 機能等証明書

## 機能等証明書の作成について

- 1 機能等証明書は、納入しようとする物品が要求仕様書に示す各項目を満たすことを証明するものである。
- 2 納入予定機器明細書の作成にあたっては、各仕様項目について、要求仕様を満たしているかどうか回答欄に○又は×を記入し、実際に納品する仕様内容を記入するとともに、各項目の内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ等）を機能等証明書に必ず添付すること。
- 3 提案する機器等は、原則として製品化されていることとする。機能証明提出時点で製品化されていない機器等によって応札する場合には、当該機器が要求仕様を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出することとする。
- 4 添付資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）でA4版とし、**各項目ごとに「資料No.」のインデックスを付して、紙ファイル等により綴じて提出すること。**  
また、添付資料の中で特に**重要とされる箇所などには、マーカー、○囲み等によりわかりやすく表示**を行うようにすること。
- 5 機能等証明書の提出期限は、**令和5年9月4日（月）午後5時（期限厳守）**とする。  
なお、提出された機能等証明書について、不備（回答欄に×又は空白がある、資料等が添付されていない等）が認められたときは、受理しません（郵送による提出の場合は、返送します。）ので、余裕をもって提出すること。  
（令和5年9月4日（月）午後5時までに提出するものとし、沖縄県病院事業局病院事業経営課における審査で要求仕様を満たしていると証明したと認められるもののみ受理します。）

